

### 3. 八王子市地域福祉推進計画策定委員会 調整会議

策定の経緯は次のとおりです。

年 月 日	概 要
平成 21 年 9 月 8 日	第 1 回八王子市地域福祉推進計画策定委員会 調整会議 ・策定委員長あいさつ ・情報交換 ・その他
平成 22 年 2 月 5 日	第 2 回八王子市地域福祉推進計画策定委員会 調整会議 ・策定委員長あいさつ ・八王子市地域福祉推進計画（素案）について ・その他



職員学習会の様子

## 4. 用語解説

	用語	内容
え	NPO →P75, 79	Non-profit organization の略。民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、協同組合などの営利を目的としない団体を指す。平成 10 年 12 月に施行された特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。
が	学童保育所 →P49, 50, 51	家庭の都合で放課後帰宅しても適切な保護が受けられない、主に小学 1～3 年生（障害児は 4 年生まで）を対象に保育を行う施設。
け	権利擁護 →P32, 42, 55, 56, 57, 62	自分の権利を主張できない人のために、援助者がその権利を擁護すること。権利擁護事業は判断能力の不十分な方に対する虐待の防止や予防、その他の権利を擁護する事業。成年後見制度に関する情報提供、成年後見人となるべき人を推薦できる団体などの紹介などを行う。
こ	子育て応援団 Bee ネット →P28	子育てに関わるボランティアを育成・支援し、地域で子育てを支える仕組み。身近な地域で子育てのお手伝いのできる人が「子育てボランティア」として登録し、地域子ども家庭支援センターが、ボランティアの受け入れを希望する子育て関係の団体や施設とのコーディネートを行う。
こ	コミュニティ →P21, 22, 25, 33, 40	住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び近隣社会のこと。
こ	コミュニティソーシャルワーカー →P42, 53, 54, 58	地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門的知識を有するスタッフ。支援方法は、地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係をその他の関係機関等と連携して調整を行ったりする。
こ	コミュニティビジネス →P25	市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。
さ	災害時ボランティア支援センター →P36	災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。
さ	災害時要援護者 →P33	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々。具体的には、ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人などが考えられる。
さ	サロン活動 →P5, 20, 21, 22, 24, 25, 30, 31	住民自らが居住する生活圏の中で、誰もが気軽に参加でき、仲間づくりの場を提供する活動。 高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロンや子育て中の親子を対象とした子育てサロンがある。

	用語	内容
し	指定管理者制度 →P39, 49, 50	それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。
し	社会貢献型後見人 →P56, 57	成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う人。東京都が独自に養成を行っているもので、法律で規定されるものではない。
し	社会福祉基礎構造改革 →P3, 39, 59	昭和26年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正の無い「社会福祉事業」「社会福祉法人」「措置制度」などの社会福祉の共通基盤制度について、生活水準の向上や少子・高齢化の進展といった社会的な変化に対応するため抜本的な見直しを行うこと。
し	社会福祉法 →P3, 68	社会福祉事業法（昭和26年制定）を平成12年に改正・改題した法律。福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の発展を目的とする。
し	障害者生活支援センター 「ぴあ・らいふ」 →P28	在宅で障害のある方の自立と社会参加を促進するために、福祉サービスの利用援助や社会生活力を向上させるための支援、介護相談、各情報の提供などを総合的に行う。
し	少子高齢化 →P14, 28, 32	生まれ来る子どもの数が減少し、高齢者の数が増えることで、この傾向が進行すると高齢者の介護や年金の負担に若年層の力が向けられ、国としての活力が無くなる危険性をはらんでいる。
せ	成年後見制度 →P42, 51, 56, 57, 62	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分であるために、意思決定が困難な者の判断能力を後見人などが補っていくことによって、法的に保護する制度。平成11年の民法などの改正により平成12年に施行された。
せ	セーフティネット →P21	網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。社会保障の一種。
だ	大学コンソーシアム八王子 →P28	市内の23大学等と市民・経済団体・企業・行政などが連携・協働し、産学公による共同研究、生涯学習の推進、情報の発信、学生と市民との交流、外国人留学生の支援等に取り組むことにより、高等教育の充実、地域社会の発展並びに地域の国際化の推進などを図り、大学・学生、市民・企業それぞれが、地域に大学があるメリットを感じることができる魅力ある学園都市の形成を目指す。
だ	団塊世代 →P30	一般的に第二次世界大戦直後の昭和22年～24年までのベビーブームに生まれた世代のことを指す。人口ピラミッドの中でも突出しており、人口統計上約680万人いるといわれている。平成19年（2007年）から同世代の大量退職が始まっており、労働力不足・退職金の支払いの増加・技術継承の問題などを総称して「2007年問題」と呼ばれた。また、退職後の同世代の動向も注目されており、地域活動の新たな担い手としても期待されている。

## 資料編

	用語	内容
ち	地域生活支援センター「あくせす」 →P28	精神障がいがある方に対し、日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行なう。
ち	地域福祉権利擁護事業 →P42, 56, 57	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの権利擁護に資することを目的とした事業である。判断能力が不十分な人も自立した地域生活を営むことができるよう、生活支援員が支援計画を作成し福祉サービスの利用援助を行う。利用料は原則として利用者が負担することになっている。同事業は、民法の成年後見制度を補完する仕組みとして1999年に創設。実施主体は都道府県社会福祉協議会であるが、事業の一部を市区町村社会福祉協議会などに委託することができる。
ち	地域包括支援センター →P5, 23, 26, 27, 28, 32, 49, 57, 75, 79	地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口2万～3万人につき1か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント(調整・管理)、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー(介護支援専門員)に対する支援などの事業を行う。
に	認知症 →P42	一度獲得された知能が脳の気質的な障害によって低下したり、失われること。一般的に認知症は、記憶力、思考力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常を伴ってみられることが多い。
の	ノーマライゼーション →P28	高齢者や障害者などを特別視するのではなく、社会の一員として、地域の中でともに生活することが当然の姿であるという考え方。
は	八王子基本構想・基本計画 (「八王子ゆめおりプラン」) →P4, 41, 53	地方自治法の規定に基づく、総合的で計画的な行政運営を行うための基本的指針で、全ての計画の基本となる計画。計画期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間。
は	八王子市高齢者活動コーディネーターセンター(八王子センター元気) →P5, 29, 30	長年培ってきた経験や特技を持った高齢者を、それを学ぼうとする地域の人々や団体に紹介し、仲介するほか、双方の相談を受ける機関。通称、「センター元気」という。
は	八王子市地域保健福祉計画 →P4, 6, 23, 76	八王子市が平成20年3月に策定した、平成20～24年度の保健医療・福祉の総合的な計画。
は	八王子市子ども家庭支援センター →P28	子どもと家庭に関する総合相談、親子ふれあい広場、講座の開催、子ども家庭支援ネットワークの運営などの事業を行い、子どもと家庭を支援する中核的役割を担う機関。市域の広い本市では、別に「地域子ども家庭支援センター」を5か所設置し、地域における相談・支援の拠点となっている。
は	八王子市民活動支援センター →P5, 29	環境、まちづくり、子ども、社会教育、高齢者福祉、障害者福祉、国際協力、男女共同参画、人権・平和、情報化・パソコン、学術文化・スポーツ、保険・医療、科学・経済活性、職業能力・雇用機会、消費者保護、災害・安全など、あらゆる分野の市民活動を支援するための公設民営の施設。

	用語	内容
ぱ	パブリックコメント →P6	行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く市民に意見を求めることで、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う。
ぼ	ボランティアセンター →P28, 51, 58, 49	八王子市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っている。
み	見守り活動 →P19	常時の支援は必要ではないが、虚弱な高齢者などについて訪問等を通して、生活異変を早期に発見する活動のこと。
み	見守りネットワーク →P5, 19, 28	高齢者見守りネットワークは、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを地域で見守り、必要に応じて専門機関につないでいく取組みで、地域包括支援センターが拠点となって活動している。
み	民生委員・児童委員 →P23, 28, 32, 33, 40	民生委員は、民生委員法に基づき各市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。児童委員は、都道府県知事の指揮監督を受け、市町村の担当区域において児童及び妊産婦の生活及び環境の状況を適切に把握し、その保護、保健その他福祉につき援助及び指導を行うとともに児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の職務に協力する民間奉仕者。任期は3年で、児童福祉法第16条に基づき民生委員がこれに充てられる。
ゆ	有償家事援助（ういず）サービス事業 →P51	八王子市社会福祉協議会による在宅福祉サービス。高齢者、障害者、ひとり親家庭の人、産前産後、病気やけがで家事に困っている—そのような人の生活のお手伝いをする登録制の有料サービス。
ろ	老人クラブ →P11, 23, 45, 75, 80	地域の高齢者が集まり、自主的にクラブを結成し、その知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのためのボランティア活動、友愛活動、健康増進活動、趣味の活動などを行っている。